

○深谷市新型コロナウイルス感染症対策条例

令和2年9月30日条例第30号

深谷市新型コロナウイルス感染症対策条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、市、市議会及び市民等の責務を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）において使用する用語の例とする。

2 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で事業活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、法第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、及び市の区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する責務を有する。

2 市は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(市議会の責務)

第4条 市議会は、市民等の声が反映された新型コロナウイルス感染症対策に関する施策が推進されるよう、関係機関との連携の下に新型コロナウイルス感染症対策に取り組まなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に関する理解と関心を深め、新型コロナウイルス感染症の予防に努めるとともに、市が行う新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、新型コロナウイルス感染症に罹患し、又は罹患のおそれがある者に対し、これらの者であることを理由として、不当な差別をしてはならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

- 2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日限り、その効力を失う。